

# 特定非営利活動法人 パンキャンジャパン定款

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

この法人は、特定非営利活動法人パンキャンジャパンという。ただし通称として特定非営利活動法人 PanCAN JAPAN を使用する。

なおこの法人は、米国カルフォルニア州特定非営利活動法人 Pancreatic Cancer Action Network (PanCAN) の日本支部である。

### 第2条（事務所）

この法人は、事務所を千葉県袖ヶ浦市に設置する。

## 第2章 目的及び事業

### 第3条（目的）

この法人は、膵臓のがんの研究活動を支援し早期に膵臓がんを征圧すること、膵臓がんの公共政策をつくること、膵臓がん患者・家族・友人・介護人らを支援すること、膵臓がんの予防・診断・治療についての知識を広めることなど、米国本部と共通の目標を掲げ、日米間の情報交換の場を創出し、これにともなう必要な事項を支援することを通じて、日本の膵臓がん医療・福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

### 第4条（特定非営利活動の種類）

この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

## 第5条（事業）

この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) RESEACH 事業： 膵臓がん早期発見にむけた研究支援事業、膵臓がん医療ケア改善のために患者・患者家族・介護人・医療従事者のニーズ調査研究事業
- (2) PALS プログラム事業： 膵臓がん患者・家族・介護人への情報提供・相談・支援事業
- (3) SYMPOSIUM 事業： 患者・家族・医療従事者・研究者・一般および膵臓がんに関心を持つ個人・団体への情報提供・相談・支援事業
- (4) AFFILIATE 事業： 膵臓がん患者・家族のサポート・コーディネートを担う人材育成、サポートネットワークの構築に関する事業
- (5) PUBLIC POLICY 事業： 国、地方公共団体、膵臓がん患者・家族および医療関係者個人・団体等に対し、膵臓がん早期発見を目標とする公共政策を促進するための政策提言を行う事業
- (6) AWARENESS 事業： 膵臓がんへの興味・関心を喚起し、予防・早期発見につなげる啓発に関する事業
- (7) OTHER 事業： その他、この法人の目的達成に必要な事業

## 第3章 会員

### 第6条（会員の種別）

この法人の会員は次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して事業を支援する個人及び団体
- (3) 協力会員 この法人に対し特別な能力等で主として実務的な貢献をしようとする個人及び団体、ボランティア会員とも呼ばれる
- (4) 名誉会員 この法人に対し政策提言、研究活動、ファンドレイズ、社会的貢献、特別な能力、経歴等で主として諮問的な貢献をしようとする個人及び団体

2 前項にかかわらず、必要により理事会において社員以外の会員の種別ならびにその入会金・会費及びその他の拠出金品等を定めることができる。

### 第7条（入会）

会員として入会しようとする者は、この法人の定める入会申込書に所定事項を記入し、理事長に申し込むものとする。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続を要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

2 理事長は、前項の申し込みがあったとき、理事会の議決を経て、入会を承認するものとする。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### 第8条（入会金及び会費）

会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### 第9条（退会）

会員は、この法人が定める退会届を提出して、任意に随時退会することができる。

#### 第10条（会員の資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 本人が死亡し又は失踪宣告を受けたとき
- (4) 会員である団体が解散、破産又は消滅したとき
- (5) 会費を継続して2年以上納入せず、催告に応じないとき

#### 第11条（除名）

会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この法人の定款又は規則等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名する場合は、その会員にあらかじめ通知するとともに、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

## 第12条（抛出金品の不返還）

会員がすでに納入した入会金、会費、その他の抛出金品は返還しない。

## 第4章 役員及び職員

### 第13条（役員）

この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上 20名以内
- (2) 監事 1名以上 3名以内

2 理事の内、役付き理事は次のとおりとする。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 若干名
- (3) 事務局長 1名

### 第14条（役員を選任等）

- (1) 理事は、理事会において理事の推薦する候補者より選任する。監事は総会において選任する。
- (2) 理事のうち役付き理事は、理事会において理事の互選により定め、理事長の承認を得る。
- (3) 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- (4) 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

### 第15条（職務）

理事長は、この法人を代表し、その業務を総括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

3 事務局長は、理事長の総理の下に、この法人の通常業務を処理する。

4 理事は理事会を構成し、この定款及び理事会の議決に基づきこの法人の運営にあたる。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務についてその状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産について、理事に意見を述べること。

#### 第16条（任期等）

役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず前任者又は他の現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、第13条第2項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

#### 第17条（欠員の補充）

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### 第18条（解任）

役員が、次の各号の一に該当するときは、理事会の議決により解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があるとき

2 前項の規定により役員を解任するときは、議決の前にその役員に弁明の機会を与えるものとする。

#### 第19条（報酬等）

役員は、総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

## 第20条（職員）

この法人の職員は、理事長と合議の上、事務局長が任免する。

## 第5章 総会

### 第21条（総会の種別）

総会は通常総会と臨時総会の2種とする。

### 第22条（総会の構成）

総会は社員をもって構成する。

### 第23条（総会の権能）

総会は、この定款に定めるもののほか、以下の事項について議決する。

- (1) 監事の選任又は解任
- (2) 定款の変更
- (3) 解散および合併
- (4) その他運営に関する重要事項

### 第24条（総会の開催）

通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会又は、社員の5分の1以上から書面により請求があったとき。
- (2) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

## 第 25 条(総会の招集)

総会は、第 15 条第 5 項第 4 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 総会の招集は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催日の 7 日前までに通知しなければならない。

## 第 26 条 (定足数と議長)

総会は、社員総数の過半数の出席により成立し、総会の議長は、理事長、もしくはその指名する正会員がこれを行う。

## 第 27 条 (総会の議決)

総会における議決事項は、第 25 条第 2 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した社員の 3 分の 2 以上の同意があったときは、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する社員は、その議事の議決に加わることができない。

## 第 28 条 (書面表決等)

社員が止むを得ず出席できないときは、あらかじめ通知された事項について書面又は、他の社員を代理人として表決することができる。

2 前項の代理人は、代理権を証する書面をその総会の議長に提出しなければならない。

3 第 1 項の規定により表決権を行使する正会員は、前 2 条及び次条第 1 項第 2 号及び第 50 条の規定の適用については出席したものとみなす。

## 第 29 条 (議事録)

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 社員総数及び出席者数(書面表決者又は委任者がある場合にあつては、その数を付記すること)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名以上が記名押印又は署名しなければならない。

## 第6章 理事会

### 第 30 条 (理事会の権能)

この法人の理事会は、理事をもって構成し、この定款で定めるもののほか、次の事項を審議し議決する。

- (1) 事業報告及び収支決算
- (2) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (3) 理事の選任又は解任
- (4) 理事の職務
- (5) 役員の報酬
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (8) 長期借入金その他新たな義務の負担および権利の放棄に関する事項
- (9) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (10) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

### 第 31 条 (理事会の開催)

理事会は、定期理事会及び臨時理事会の2種とする。定期理事会は、毎事業年度最低1回開催する。

### 第 32 条 (定期理事会の招集)

定期理事会は、理事長が招集する。

2 理事会の招集は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催日の7日前までに通知しなければならない。

### 第33条（定足数と議長）

理事会は、理事総数の過半数の出席により成立し、理事会の議長は、理事長、もしくはその指名する理事がこれを行う。

### 第34条（理事会の議決）

理事会における議決事項は、第32条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があったときは、この限りではない。

2 理事会の議事は、この定款に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

3 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

### 第35条（書面表決等）

理事が止むを得ず出席できないときは、あらかじめ通知された事項について書面又は、他の理事を代理人として表決することができる。

2 前項の代理人は、代理権を証する書面をその理事長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により表決権を行使する理事は、前2条及び次条第1項第2号の規定の適用については出席したものとみなす。

### 第36条（議事録）

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数及び出席者数(書面表決者又は委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印又は署名しなければならない。

#### 第37条（臨時理事会の開催等）

臨時理事会は、次の各号の一に該当するとき理事長が招集して開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的を記載した書面または電子メールをもって開催の請求があったとき

### 第7章 資産及び会計

#### 第38条（資産の構成）

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

#### 第39条（資産の管理）

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て理事長が別に定める。

#### 第40条（経費の支弁）

この法人の経費は、資産をもって支弁する。

#### 第 41 条（会計の原則）

この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従っておこなわなければならない。

#### 第 42 条（会計区分）

この法人の会計は、特定非営利活動にかかわる事業会計とする。

#### 第 43 条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年 7 月 1 日に始まり、翌年 6 月 30 日に終わる。

#### 第 44 条（事業計画及び予算）

この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

#### 第 45 条（暫定予算）

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

#### 第 46 条（予備費）

予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

#### 第 47 条（予算の追加及び更正）

予算成立後やむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

#### 第 48 条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

#### 第 49 条（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

### 第8章 定款の変更、解散及び合併

#### 第 50 条（定款の変更）

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

#### 第 51 条（解散）

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 合併または破産
- (4) 所轄庁による認証の取り消し
- (5) 正会員の欠亡

2 前項第 1 号の事由により解散するときは、正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### 第52条（残余財産の帰属）

この法人が、解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、解散総会で議決したものに譲渡するものとする。

#### 第53条（合併）

この法人が、合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

### 第9章 雑則

#### 第54条（公告の方法）

この法人の公告は、この法人のホームページ等掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

#### 第55条（事務局）

この法人に、事務を処理するための事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### 第56条（細則）

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### 附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとし、第16条第1項の定めにかかわらず、任期は平成22年7月31日までとする。

理事長	ジュリーフレッシュマン
副理事長	澤井仁
理事	山口保義
理事	田中雅夫
事務局長	眞島喜幸
監事	今野治彦

3 この法人の設立当初の事業年度は、第 43 条の定めにかかわらず、成立の日から平成 21 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会で定める。

5 この法人の設立当初の会費は、次に掲げる額とする。

(1) 年会費	正個人会員	5,000 円	正団体会員	50,000 円
	賛助個人会金	10,000 円	賛助団体会員	100,000 円
(2) 入会金	正個人会員	5,000 円	正団体会員	50,000 円
	賛助個人会員	10,000 円	賛助団体会員	100,000 円

(3) 協力会員、名誉会員は入会金、年会費共になしとする。